

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
(卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正)
- 2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成三十年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。
第一条のうち、卸売市場法施行令第一条の改正規定中「第一条」を「第二条」に、「卸売市場法(以下「法」という。))」を「法」に改め、同令第二条から第七条までを削る改正規定及び同令第八条を同令第二条とする改正規定中「第二条」を「第三条」に改める。

農林水産大臣 吉川 貴盛
内閣総理大臣 安倍 晋三

貿易保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十六号

貿易保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第十二条第二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

貿易保険法施行令(昭和二十八年政令第四百一十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「出資外国法人等」の下に「海外投資」「株式等」「不動産に関する権利等」を加え、「若しくは第九項」を「第九項若しくは第十七項」に改め、「技術提供者、出資外国法人等」の下に「海外投資、株式等、不動産に関する権利等」を加える。

第三条に次の一号を加える。
三 海外投資を行った者が次のいずれかに該当する事由により受ける損失を保険契約で定める一定額を限度として填補する保険であつて、保険期間が三十年を超えないもの

イ 株式等の元本(二において「元本」という)、株式等に対する配当金の支払請求権又は不動産に関する権利等を外国政府等により奪われたこと。

ロ 法第二十七項第一号に掲げる海外投資の相手方が戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他本邦外において生じた事由であつて海外投資を行った者若しくはその相手方の責めに帰することのできないものにより損害を受け、又は不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であつて事業の遂行上特に重要なものを外国政府等により侵害されたことにより損害を受けて当該海外投資の相手方の事業の継続の不能又は第二十一条各号に掲げる事由が生じたこと。

ハ 戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他本邦外において生じた事由であつて海外投資を行った者の責めに帰ることができないものにより不動産に関する権利等について損害を受けて当該不動産に関する権利等を事業の用に供することができなくなつたこと。

ニ 元本の喪失(イ、ロ又はホに掲げる事由によるものを除く)により取得した金額、株式等に

対する配当金又は不動産に関する権利等の喪失(イ又はロに掲げる事由によるものを除く)により取得した金額(以下この二において「取得金等」という)を次のいずれかに該当する事由により二月以上の期間にわたつて本邦(出資外国法人等が海外投資を行った場合にあっては、その本店又は主たる事務所が所在する外国の地域)に送金することができなかつたこと。

イ又はロに掲げる事由によるものを除く)により取得した金額、株式等に

対する配当金又は不動産に関する権利等の喪失(イ又はロに掲げる事由によるものを除く)により取得した金額(以下この二において「取得金等」という)を次のいずれかに該当する事由により二月以上の期間にわたつて本邦(出資外国法人等が海外投資を行った場合にあっては、その本店又は主たる事務所が所在する外国の地域)に送金することができなかつたこと。

イ又はロに掲げる事由によるものを除く)により取得した金額、株式等に

対する配当金又は不動産に関する権利等の喪失(イ又はロに掲げる事由によるものを除く)により取得した金額(以下この二において「取得金等」という)を次のいずれかに該当する事由により二月以上の期間にわたつて本邦(出資外国法人等が海外投資を行った場合にあっては、その本店又は主たる事務所が所在する外国の地域)に送金することができなかつたこと。

- (1) 外国において実施される為替取引の制限又は禁止
- (2) 外国における戦争、革命又は内乱による為替取引の途絶
- (3) 外国政府等による当該取得金等の管理
- (4) 当該取得金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかつたこと。
- (5) (1)から(4)までに掲げる事由の発生後における外国政府等による取得金等の没収

ホ 法第二十七項第一号に掲げる海外投資について、海外投資の相手方についての破産手続開始の決定(ロに掲げるものを除き、海外投資を行った者の責めに帰することができないものに限る)が生じたこと。

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣 世耕 弘成
内閣総理大臣 安倍 晋三

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行期日

御 名 御 璽

令和元年七月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十七号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行期日

内閣は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第二十一号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和元年七月十六日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山田 貴敏
財務大臣 山下 真司
厚生労働大臣 麻生 太郎
農林水産大臣 吉川 貴盛
経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣 石井 啓一

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

政令第五十八号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第二十一号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣総理大臣 安倍 晋三